

豊島区都市計画マスタープラン改定検討委員会（以下、「委員会」という。）の運営等について（案）

1 委員の代理

委員会設置要綱第7条の規定に基づき代理人を出席させる場合において、委員は、会議が開かれる前に委任状を委員長に提出しなければならない。

2 委員会の公開

原則として公開し、委員会の傍聴を認める。

（1）委員会開催の区民周知

開催案内は、事前に日時、場所、傍聴者の定員、その他必要な事項を区ホームページに掲載し、周知する。

（2）傍聴者の受付方法等

傍聴者の受付は、委員会の開催当日、会場において先着順に行う。

また、受付時には傍聴札を交付する。委員会開催中は常に携帯することとし、退場の際に職員へ返還させる。

（3）傍聴者の禁止事項

委員会の秩序を乱し、または他人に迷惑を加えるおそれのある者については、委員長は傍聴を断ることができる。

（4）委員会の撮影等

委員会の撮影、録画、録音などは認めない。ただし、委員長の許可を受けた場合は、この限りではない。

（5）委員会資料

委員会の資料は傍聴者にも配付するが、白黒とする。

ただし、説明に必要な計画書や補足の参考資料、有償配布の対象となる冊子等については、傍聴者に配付しない。

3 その他

委員会の公表に関して本規定に定めがない項目については、「豊島区審議会等の会議の公開に関する要綱」（平成20年4月21日区長決定）及び「豊島区審議会等の会議の公開に関する要綱運用指針」（平成20年7月1日副区長決定）を準用する。